

地方団体から申出のあった交付税の算定方法に関する  
意見の処理について 【地方交付税法第17条の4】

## 1 意見の提出数(令和4年8月以降)

		項目数	件数
法律事項 (処理済み)	都道府県分	53	189
	市町村分	33	165
	計	86	354
省令事項	都道府県分	46	67
	市町村分	31	63
	計	77	130
計	都道府県分	99	256
	市町村分	64	228
	計	163	484

## 2 省令事項に係る意見の処理について

77項目(130件)のうち25項目(47件)(別紙の「処理状況」欄に※を付したもの)について意見の趣旨を踏まえ算定方法の改正等を行う。

### 【意見の趣旨を踏まえて算定方法の改正等を行う主な例】

- マイナンバーカードの普及状況等を踏まえた市町村の交付税算定の検討  
3項目(3件)
- 小規模団体における消防費の更なる充実  
1項目(15件)
- 段階補正及び人口急減補正の存続及び適正水準の確保  
1項目(1件)
- 新型コロナウイルス感染症への対応を踏まえた  
保健所設置市の恒常的な人員体制の強化  
1項目(3件)

## R5地方団体からの意見及び処理方針の概要(省令事項・主なもの)

新規 継続	提出 団体	費目	意見	処理方針(案)	
継続	富山県	地域の 元気創 造事業 費 (県)	<p><b>■新型コロナウイルス感染症の影響により生じる統計数値の異常値への対応</b></p> <p>新型コロナウイルス感染症の影響により統計数値に異常値が発生した場合に、算定結果に影響が生じないように、基礎数値の取り扱いについて考慮されたい。</p>	一部 採用	令和5年度算定においては、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて大きく数値が変動したと考えられる令和2年以降の数値が反映される日本人・外国人延べ宿泊者数、経常的経費削減率について、令和3年度算定で用いた数値を引き続き用いることとしている。
継続	岩手県 ほか	衛生費 (県)	<p><b>■医師偏在の大きい団体に配慮した算定について</b></p> <p>地域医療介護総合確保基金(医療分)の地方負担について、医師偏在の状況を踏まえ、医師偏在指標を用いた密度補正係数を創設すること。</p>	不採用 (引き続き検討)	医師偏在指標を用いた密度補正の新設については、用いる指標の公信力等について慎重に判断する必要があるため、現時点において採用しないが、引き続き、厚生労働省の検討会等における医師偏在対策の検討結果や、地域医療介護総合確保基金(医療分)の配分方法における当該指標の活用状況等も踏まえ、検討を行っていく。
継続	徳島県	地域振 興費 (県)	<p><b>■段階補正及び人口急減補正の存続及び適正水準の確保</b></p> <p>段階補正係数と人口急減補正係数は、各地方団体の人口規模等による経費の差を調整するために不可欠な係数であり、その存続と係数の的確な算定による適正な水準を確保すること。</p>	一部 採用	<p>段階補正について、人口一人当たりの経費は、一般的に人口が多い団体ほど割安に、人口が少ない団体ほど割高になることから、このような事情を適切に算定に反映することが必要と考えており、今後とも引き続き適正な係数の設定に努めてまいります。</p> <p>また、人口が急激に減少した団体に対する激変緩和措置である人口急減補正については、引き続き措置を講じることとしている。</p>

## R5地方団体からの意見及び処理方針の概要(省令事項・主なもの)

新規 継続	提出 団体	費目	意見	処理方針(案)	
新規	帯広市 (北海道) ほか	地域デ ジタル 社会推 進費 (市)	<p><b>■マイナンバーカードの普及 状況等を踏まえた交付税算 定の検討</b></p> <p>マイナンバーカードの交付率 を普通交付税における地域の デジタル化に係る財政需要の算 定に反映することについて検討 することに対し、自治体の財源 を保障するといった地方交付税 本来の機能が損なわれることが ないよう、制度設計をしていただ きたい。</p>	採用	「地域デジタル社会推進費」の増額分(マイナンバー カード利活用特別分500億円)については、マイナン バーカードの保有枚数率も活用して、マイナンバーカー ドを利活用した住民サービス向上のための取組に係る 財政需要を的確に普通交付税の算定に反映すること としており、具体的には、全ての市町村において基準 財政需要額を増額するよう算定することとし、その上 で、マイナンバーカードの保有枚数率が「上位3分の1 の市町村が達している保有枚数率」以上の市町村につ いては、当該市町村のマイナンバーカードの保有枚数 率に応じた割増し率により算定することとしている。
継続	金沢市 (石川県) ほか	保健衛 生費 (市)	<p><b>■新型コロナウイルス感染症 への対応を踏まえた保健所 設置市の恒常的な人員体制 の強化について</b></p> <p>新型コロナウイルス感染症へ の対応を踏まえた保健所の恒常 的な人員体制強化に伴う追加 需要に対して、普通態容補正の 見直し等により、実態に即した 交付税措置を講じていただきた い。</p>	一部 採用	保健所の恒常的な人員体制強化のため、令和4年度 においては、令和3年度に引き続き、衛生費の保健所 費(保健所)において、感染症対応業務に従事する保 健師を道府県標準団体で6名増員するとともに、指定 都市、中核市及び保健所設置市の算定における普通 態容補正の設定に当たっては、当該経費を適切に反 映している。 令和5年度においても、衛生費の同細目において感 染症対応業務に従事する保健師を新たに道府県標準 団体で6名増員するとともに、指定都市等の算定にお いて同様の措置を講ずることとする。
新規	橿原市 (奈良県) ほか	消防費 (市)	<p><b>■小規模団体における消防 費の更なる充実</b></p> <p>小規模団体において適切な消 防体制が確保できるよう、段階 補正や密度補正の拡充をお願 いしたい。</p>	一部 採用	人口規模に応じた段階区分ごとの消防職員数につ いては、実際の消防職員数や決算の状況を踏まえて設 定しており、令和5年度においても、令和3年度及び令 和4年度に引き続き見直しを行ったところ。
新規	香芝市 (奈良県) ほか	社会福 祉費	<p><b>■障害児保育に関する基礎 数値の見直し</b></p> <p>障害児受入人員については、 市町村により把握方法等に誤差 はあると想定されるが、入園 (所)した後に、障害の有無が判 明するケースがあり、保護者と協 議の上、認定されるケースがあ る結果、障害児受入人員が4月 時点より増加しているケースがあ る。 従って、基礎数値の時点につ いてn年度4月分からn-1年度10 月分に変更すべきである。</p>	不採用	障害児保育に係る算定に当たっては、保育所運営費 の算定と同様に、当該年度の4月1日現在の障害児受 入人員の数値により基準財政需要額を算定しており、 前年度途中の数値の異動も4月1日現在の数値に反 映されているものと考えられる。

## 地方公共団体の意見申出制度(交付税法第17条の4)の概要

地方交付税の算定について、地方団体の意見をよりの確に反映するとともに、その過程をより明らかにするために創設。

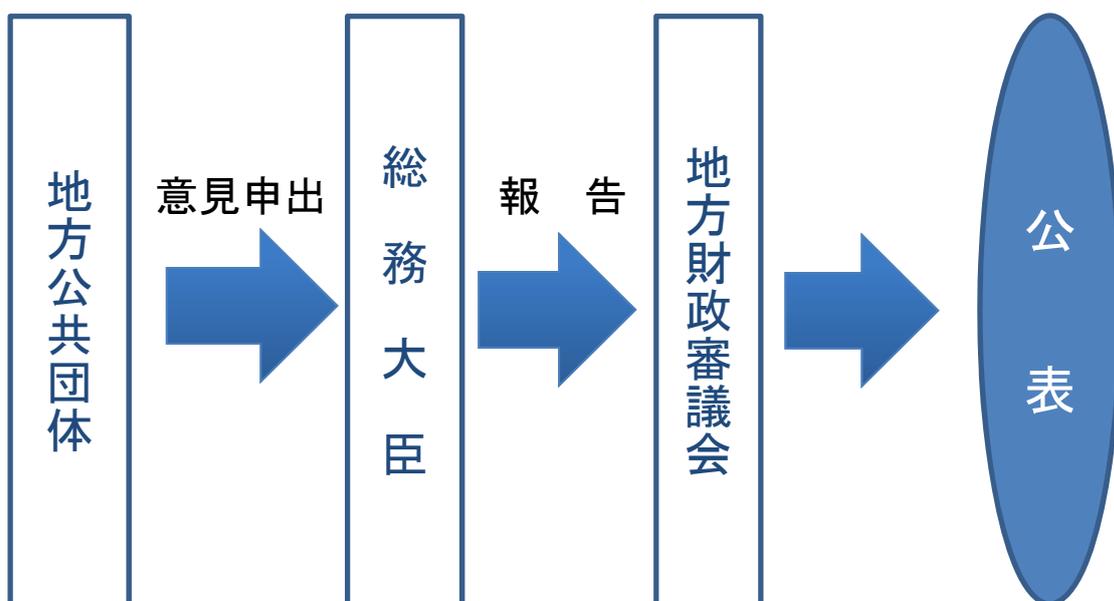
(地方交付税法 第17条の4 (平成12年4月施行))

<例年の意見申出・公表の時期>

意見申出：9月中旬～下旬

公 表：(法律事項) 3月末

(省令事項) 次年度7月末



(交付税の額の算定方法に関する意見の申出)

第十七条の四 地方団体は、交付税の額の算定方法に関し、総務大臣に対し意見を申し出ることができる。この場合において、市町村にあつては、当該意見の申出は、都道府県知事を経由してしなければならない。

2 総務大臣は、前項の意見の申出を受けた場合においては、これを誠実に処理するとともに、その処理の結果を、地方財政審議会に、第二十三条の規定により意見を聴くに際し、報告しなければならない。

平成12年度以降の意見の処理状況は下表のとおりである。

年 度	区 分	提出件数	提出項目数	採用項目数
平成12年度	補正係数等(省令事項)	103	60	14
平成13年度	単位費用等(法律事項)	157	103	33
	補正係数等(省令事項)	282	183	32
平成14年度	単位費用等(法律事項)	167	116	31
	補正係数等(省令事項)	232	165	31
平成15年度	単位費用等(法律事項)	137	93	39
	補正係数等(省令事項)	222	146	34
平成16年度	単位費用等(法律事項)	145	88	41
	補正係数等(省令事項)	150	106	29
平成17年度	単位費用等(法律事項)	156	98	36
	補正係数等(省令事項)	144	86	24
平成18年度	単位費用等(法律事項)	198	88	25
	補正係数等(省令事項)	124	97	28
平成19年度	単位費用等(法律事項)	241	128	59
	補正係数等(省令事項)	177	111	30
平成20年度	単位費用等(法律事項)	172	79	18
	補正係数等(省令事項)	212	114	31
平成21年度	単位費用等(法律事項)	181	70	27
	補正係数等(省令事項)	161	100	20
平成22年度	単位費用等(法律事項)	171	81	27
	補正係数等(省令事項)	149	98	13
平成23年度	単位費用等(法律事項)	214	76	27
	補正係数等(省令事項)	152	111	25
平成24年度	単位費用等(法律事項)	181	62	23
	補正係数等(省令事項)	183	129	31
平成25年度	単位費用等(法律事項)	175	58	16
	補正係数等(省令事項)	196	132	32
平成26年度	単位費用等(法律事項)	318	92	40
	補正係数等(省令事項)	291	146	55
平成27年度	単位費用等(法律事項)	251	111	76
	補正係数等(省令事項)	262	144	42
平成28年度	単位費用等(法律事項)	225	79	45
	補正係数等(省令事項)	277	173	45
平成29年度	単位費用等(法律事項)	256	101	64
	補正係数等(省令事項)	216	138	45
平成30年度	単位費用等(法律事項)	232	88	60
	補正係数等(省令事項)	198	126	37
令和元年度	単位費用等(法律事項)	277	108	65
	補正係数等(省令事項)	249	125	33
令和2年度	単位費用等(法律事項)	369	130	75
	補正係数等(省令事項)	258	128	47
令和3年度	単位費用等(法律事項)	285	118	85
	補正係数等(省令事項)	194	115	38
令和4年度	単位費用等(法律事項)	300	101	49
	補正係数等(省令事項)	158	96	33
令和5年度	単位費用等(法律事項)	354	86	50
	補正係数等(省令事項)	130	77	25

地方交付税法第17条の4に基づく意見の一覧(省令事項)

令和5年7月

「処理状況」欄の※は、意見の趣旨を踏まえて算定方法の改正等(一部採用を含む。)を行うこととしたものを示す。  
△は、採用しないが引き続き検討を行うこととしたものを示す。

都道府県分

○基準財政需要額に係るもの

費 目	提出団体	内 容	処理状況
総括的事項	東京都	大都市特有の財政需要の反映	※
	神奈川県	都市部の財政需要の適切な把握と過度な財源調整(段階補正)の見直し	△
警察費	大阪府	警察官数段階別における事務職員数の見直し	※
道路橋りょう費	北海道	道路橋りょう費(延長)における割落率による不均衡の是正	
	奈良県	道路橋りょう費(延長)における投資補正係数の設定方法の見直し	△
	沖縄県	道路橋りょう費(延長)の投資補正係数の算定における割落としの廃止	
高等学校費	岩手県 島根県 高知県 鹿児島県	小規模高等学校のかかりまし経費の適切な反映	△
	福島県	東日本大震災に係る教育関係費の特例率の適用の継続	※
その他の教育費	大阪府	奨学のための給付金に係る補正係数の新設	
	沖縄県	教育費の財政負担に係る地域間の格差是正	
社会福祉費	沖縄県	地域子ども・子育て支援事業に係る地域間の格差是正	
	大分県	児童措置費の適切な需要額への算入	
衛生費	岩手県 茨城県 群馬県 宮崎県	医師偏在の大きい団体に配慮した算定	△
	大阪府	都道府県立病院会計への繰出金等(高度医療に要する経費)に係る密度補正係数の追加	
	岐阜県	公立病院の病床割単価の見直しについて	※
	兵庫県	交付税措置の対象となる公立病院の施設整備費に係る建築単価の見直し	※
	奈良県	密度補正Ⅰ(人口密度の大小による保健所数の逡増を勘案)の廃止	△
高齢者保健福祉費	石川県	高齢者保健福祉費(75歳以上人口分)における密度補正の見直し	
	鳥取県 山口県 徳島県	軽費老人ホーム事務費の適切な算定	△
	北海道 大分県	公共施設等の必要な維持補修に要する経費の適切な算定	※
地域振興費	青森県	地域振興費における投資的経費に係る財政需要	※
	岩手県	投資的経費における財政措置	△
	和歌山県	投資的経費における適切な財政措置	※
	鳥取県 島根県 高知県	投資的経費における財政措置	
	山形県	数値急減補正の継続	※
	徳島県	段階補正及び人口急減補正の存続及び適正水準の確保	※

費目	提出団体	内 容	処理状況
	長崎県	離島や過疎地域等条件不利地域への適切な配慮	※
	沖縄県	地域振興費における基地補正	
地域の元気創造事業費	青森県	経常態容補正係数Ⅱにおける条件不利地域等への割増係数の継続	※
人口減少等特別対策事業費	東京都	地域の元気創造事業費の適正な算定及び今後の取扱い	
地域社会再生事業費	東京都	人口減少等特別対策事業費の適正な算定及び今後の取扱い	
	富山県	新型コロナウイルス感染症の影響により生じる統計数値の異常値への対応	※
	福井県	人口減少等特別対策事業費の補正係数	
	奈良県	経常態容補正係数等の算出方法の見直し	△
地域デジタル社会推進費	滋賀県	地域デジタル社会推進費における経常態容補正の指標の追加	
	奈良県	地域デジタル社会推進費の継続及び、マイナンバーカード交付率に係る経常態容補正係数の追加	※
公債費	栃木県	満期一括償還地方債に係る算入方法の見直しについて	△
	山梨県	市場公募資金の理論償還設定条件の見直しについて	△
	大阪府	臨時財政対策債に係る基準財政需要額算入方法の改正	△
	岡山県	満期一括償還地方債に係る交付税措置について	△
包括算定経費	神奈川県	包括算定経費の適正な算定	△
	秋田県 富山県	包括算定経費の算定に用いる耕地面積の見直し	△
	滋賀県	包括算定経費における種別補正係数の見直し	△
臨時財政対策債	青森県 秋田県 山形県	臨時財政対策債発行可能額の算出方法(財源不足額基礎方式)における財政力による補正	※
	茨城県 千葉県 神奈川県 石川県 静岡県 愛知県 大阪府 島根県	臨時財政対策債発行可能額の算定方法の見直し	△

## ○基準財政収入額に係るもの

税目	提出団体	内 容	処理状況
不動産取得税	神奈川県	不動産取得税における基礎数値の変更	

## 市町村分

### ○基準財政需要額に係るもの

費 目	提出団体	内 容	処理状況
総括的事項	鹿児島県 三島村(鹿児島県) 十島村(〃) 大和村(〃) 宇検村(〃)	段階補正の割増下限人口の引き下げ	△
	京都市(京都府)	小規模市町村に有利な算定方法の見直し	※
消防費	深浦町(青森県) 青森県 上越市(新潟県) 新温泉町(兵庫県)	消防団員の年額報酬に係る補正係数の充実	△
	京丹波町(京都府) 真庭市(岡山県)	消防費における「標準額支払団員数」に係る密度補正の見直し	△
	橿原市(奈良県) 桜井市(〃) 山添村(〃) 曾爾村(〃) 御杖村(〃) 王寺町(〃) 大淀町(〃) 黒滝村(〃) 天川村(〃) 野迫川村(〃) 十津川村(〃) 下北山村(〃) 上北山村(〃) 川上村(〃) 東吉野村(〃)	小規模団体における消防費の更なる充実	※
道路橋りょう費	札幌市(北海道)	道路除排雪経費の実態に見合った寒冷補正係数の引上げ	△
下水道費	岩内町(北海道)	新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を利用した下水道料減免による基準財政需要額減少への措置について	
	石巻市(宮城県)	公共下水道の維持管理に係る雨水ポンプ場の箇所数を用いた密度補正の導入について	
	宮城県	下水道費の投資補正(高資本費対策)に係る30年未満要件算定方法の見直し	△
	甲賀市(滋賀県)	下水道費の資本費にかかる基準財政需要額への適切な算入	△
	滋賀県	下水道費の投資補正(高資本費対策)に係る30年未満要件の見直し	△
	宮津市(京都府)	下水道費投資補正(高資本費対策)に係る供用開始後30年未満要件の緩和	△
小・中学校費	夕張市(北海道)	スクールバス・スクールボート数の計上要件の変更	
生活保護費	大阪市(大阪府)	生活保護費における扶助費の全額算入	※
	大阪市(大阪府)	密度補正の医療扶助に用いる基礎数値の見直し	
社会福祉費	大阪市(大阪府) 尼崎市(兵庫県) 那覇市(沖縄県)	児童扶養手当に係る密度補正の見直し	△
	泉大津市(大阪府)	雇用施策との連携による重度障害者等就労支援特別事業における基準財政需要額への算入	
	香芝市(奈良県)	障害児保育に関する基礎数値の見直し	

保健衛生費	北海道(札幌市)	精神障害者通院患者医療費における地域の実態を踏まえた算定	△
	札幌市(北海道)	指定難病の特定医療費の交付税措置にかかる補正係数の創設	△
	美唄市(北海道)	近年の資材単価等の動向を勘案した公立病院の施設設備に関する措置	※
	金沢市(石川県) 京都市(京都府) 大阪市(大阪府)	新型コロナウイルス感染症への対応を踏まえた保健所設置市の恒常的な人員体制の強化について	※
	川崎市(神奈川県)	妊娠・出産された全ての方を対象とした経済的支援の市区町村負担分1/6についての適切な反映	※
高齢者保健福祉費	大阪市(大阪府)	老人医療費(後期高齢者医療事業会計等に係るもの)の単価差を反映する密度補正の新設	
清掃費	京都市(京都府)	観光立国の推進に関する財政需要の適切な反映	
地域振興費	綾部市(京都府) 境港市(鳥取県) 琴浦町(〃) 大崎町(鹿児島県)	外国青年招致人員の対象範囲の見直し	※
	大阪市(大阪府)	事業所税見合いの需要に係る算定方法	
地域デジタル社会推進費	帯広市(北海道)	マイナンバーカードの普及状況等を踏まえた交付税算定の検討	※
	八王子市(東京都)	マイナンバーカードの普及状況を交付税算定へ反映することについて	※
	石井町(徳島県)	マイナンバーカード交付率の財政需要算入	※
臨時財政対策債	名古屋市(愛知県) 大阪市(大阪府) 岡山市(岡山県) 広島市(広島県)	臨時財政対策債発行可能額の算出方法の見直し	△

## ○基準財政収入額に係るもの

令和5年度は意見なし